

問い合わせ先		
担当課	市民人権局	人権部 人権企画調整課
直通	072-228-7159	
内線	5340、5342	
FAX	072-228-8070	

4月から「堺市パートナーシップ宣誓制度」を開始します

堺市では、堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例の理念に則り、一人ひとりが互いに人権を尊重し、ありのままを認め合い、誰もが自分らしく暮らすことのできるまちの実現に向けて、取り組んでいます。その取り組みの一環として、本年4月から「堺市パートナーシップ宣誓制度」を下記のとおり開始します。

記

1. 概要

誰もがありのままに自分らしく暮らせるまちをめざす取組として、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓した性的マイノリティの方に対して、市が宣誓書受領証を交付する制度。

2. 対象要件

- (1) とともに成年者であること
- (2) 少なくともいずれか一方が市民又は転入予定者
- (3) とともに配偶者がなく、当該当事者以外の者とパートナーシップ関係にないこと
- (4) 婚姻をすることができない近親者（養親子関係を除く）の関係にないこと

3. 制度のポイント

- (1) いずれか一方が性的マイノリティであれば対象とする
- (2) 戸籍上の性別が「同性」であるかどうかは問わない
- (3) いずれか一方が堺市民、又は堺市に転入予定であれば対象とする
- (4) 通称名の使用を可能とする

4. 制度開始 平成31年4月

5. 別添資料 「堺市パートナーシップ宣誓制度」の創設について

6. 新たな関連取組

(1) パートナーシップ宣誓制度を活用できる取組

- ・市営住宅の入居（平成31年度中の募集に向けて検討中）
市営住宅の入居者資格で「同居し、又は同居しようとする者」としてパートナーシップ制度の主旨に該当する者を加える
【担当】・建築都市局 住宅部 住宅管理課
直通072-228-8343 内線5720
- ・建築都市局 住宅部 住宅改良課
直通072-228-8113 内線5730
- ・堺市立総合医療センターにおける対応（平成31年4月開始）
宣誓書受領証を持ったパートナーの面会や手術同意を、患者が病院に求めることができる
【担当】健康福祉局 健康部 健康医療推進課
直通072-228-9936 内線3406
- ・市職員の特別休暇制度等（結婚、介護、忌引き休暇）（平成31年4月開始）
配偶者と同等の休暇制度が利用できる
【担当】総務局 人事部 人事課
直通072-228-7907 内線5250

(2) その他の取組

- ・職員採用試験申込書の性別欄の廃止（平成31年度募集から開始）
性別の任意記載を廃止
【担当】人事委員会事務局
直通072-228-7449 内線6906
- ・職員向けガイドラインの作成（平成31年度中）
性的マイノリティの方への対応手引きを作成
【担当】市民人権局 人権部 人権企画調整課
直通072-228-7159 内線5340
- ・管理職研修の実施（平成31年度）
市職員の管理職を対象に性的マイノリティに関する研修を実施
【担当】市民人権局 人権部 人権企画調整課
直通072-228-7159 内線5340

「堺市パートナーシップ宣誓制度」の創設について

堺市パートナーシップ宣誓制度

1. 概要

誰もがありのままに自分らしく暮らせるまちをめざす取組として、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓した性的マイノリティの方に対して、市が宣誓書受領証を交付する制度。

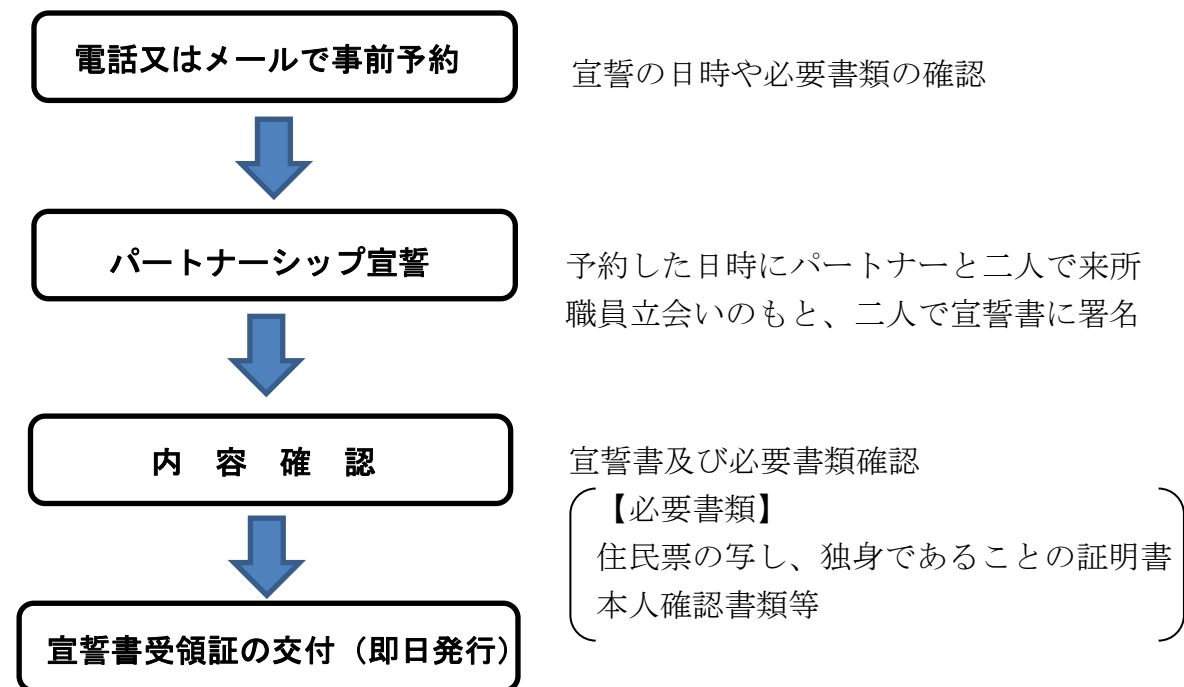
2. 根拠規定

堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例
堺市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

3. 対象要件

- (1) とともに成年者であること
- (2) 少なくともいずれか一方が市民又は転入予定者
- (3) とともに配偶者がなく、当該当事者以外の者とパートナーシップ関係にないこと
- (4) 婚姻をすることができない近親者（養親子関係を除く）の関係にないこと

4. 宣誓書受領証交付までの流れ



制度のポイント

- いずれか一方が性的マイノリティであれば対象とする
- 戸籍上の性別が「同性」であるかどうかは問わない
- いずれか一方が堺市民、又は堺市に転入予定であれば対象とする
- 通称名の使用を可能とする

新たな関連取組

◆パートナーシップ宣誓制度を活用できる取組

○市営住宅の入居（平成 31 年度中の募集に向けて検討中）【建築都市局】

市営住宅の入居者資格で「同居し、又は同居しようとする者」としてパートナーシップ制度の主旨に該当する者を加える

○堺市立総合医療センターにおける対応（平成 31 年 4 月開始）【健康福祉局】

宣誓書受領証を持ったパートナーの面会や手術同意を、患者が病院に求めることができる

○市職員の特別休暇制度等（結婚、介護、忌引き休暇）（平成 31 年 4 月開始）【総務局】

配偶者と同等の休暇制度が利用できる

◆その他の取組

○職員採用試験申込書の性別欄の廃止（平成 31 年度募集から開始）【人事委員会事務局】

性別の任意記載を廃止

○職員向けガイドラインの作成（平成 31 年度中）【市民人権局】

性的マイノリティの方への対応手引きを作成

○管理職研修の実施（平成 31 年度）【市民人権局】

市職員の管理職を対象に性的マイノリティに関する研修を実施